

第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった「広報公聴課（現在は「広報室」）で取りまとめ支払っている地方紙、雑誌、政党の機関紙（以下「地方紙等」という。）に関する平成5年4月から平成9年2月までの支出負担行為票」（以下「本件公文書」という。）については、現時点においては不存在であることが認められる。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県公文書の開示に関する条例（平成5年和歌山県条例第2号。以下「旧条例」という。）第6条の規定に基づき、実施機関に対し本件公文書について開示請求を行った。
- 2 実施機関は、1の開示請求に対して、本件公文書を特定し、一部を開示する部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、開示しない部分及び当該部分を開示しない理由を別紙のように記載して、平成9年5月21日付けで異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成9年7月17日に、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨については、本件処分を取り消し、本件公文書の全部開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書並びに審査会における意見及び説明の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分は全国の事例から見ても類を見ない非常識なものであり、旧条例第1条の「開かれた県政を一層促進する」という基本理念を踏みにじり、同第3条の「この条例の解釈、運用に当たっては、県民の公文書の開示を求める権利を十分に尊重する」に違反し、違法である。
- (2) 公正な判断に基づいて適正に公金の支出が行われているなら、その結果が公表されることに何の問題もないと思われる。むしろ、適正評価の結果公表は、地域情報産業の健全競争による資質向上を促し、大多数の県民の利益を守るものである。
- (3) パブリシティはあくまで結果である。県に情報操作の意図があるとなればおそろしいことであり、購買による不適切な利益供与が疑われる。知事が守るべき唯一のものは、大多数の県民の利益や県民との信頼関係であって、業務上関係する事業者との馴れ合い関係ではないはずである。
- (4) なお、審査会での意見陳述の時点において、本件公文書が不存在であることを、実施機関から聞いているが、たとえ本件公文書の開示が不可能であっても、同種の他の公文書の開示請求を行った場合の判断基準となるよう、開示すべきとの判断を求めるものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、部分開示決定通知書及び異議申立てに対する理由説明書並びに審査会における意見及び説明の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 非開示とした購読部数（購読金額）については、県の購読部数（購読金額）の少ない地方紙等の発行者（以下「事業者」という。）にとっては、県があたかも低い評価をして購読部数（購読金額）が少ないかのように他の顧客に受け取られることが考えられ、事業者にマイナスの評価がなされ、それがひいては、他の顧客の地方紙等の購読の制限及び新規顧客の獲得に不利になり、営業上、不利益を与えることは明らかである。

地方紙等については、その情報の必要性等を判断して購読しており、

購読部数（購読金額）の多少により、県がその地方紙等の紙面まで評価しているように受け取られ、それがひいては、地方紙等の社会的地位や社会的評価を損なうことが認められ、その事業者の取材活動等の報道活動にも支障を与えることが考えられ、競争社会における公正な競争を妨げると認められる。

- (2) 購読単価については、県に販売している単価と他の顧客に販売している単価に差がある事業者があり、事業運営に不利益を与えると認められる。
- (3) 債権者の振込先金融機関名、口座番号（預金種目）については、事業者にとって、自分がどの金融機関と取引を持っているかは事業活動を行う上で他人には知られたくない内部管理に関する情報であり、当該事業者が一般に明らかにしているものではなく、その開示の相手方の範囲は、事業者自らが選択した範囲に限られるべきもので、非開示とすべきである。
- (4) 県の事業者ごとの支出負担行為額、負担行為未済額、購読単価、購読部数、購読金額、見積金額、支出金額が明らかにされることによって、県の購読状況が明らかになり、その購読状況からその地方紙等の評価をあたかも県がしているように一般に受け取られ、事業者に営業上不利益を与えるおそれがあると認められ、それによって、県の事業者に対する中立、公正な立場に疑念を持たれるおそれがある。

したがって、県が資料提供、記者発表等を行い、記事等として取り上げていただくパブリシティを行う上で、事業者との信頼関係が大切であるが、事業者から疑念を持たれ、県と事業者の間の信頼関係が損なわれた場合、県の伝えたい内容、意図するところが十分伝わらないことが考えられる。それがひいては、県民の方により多くの情報を迅速、正確にお伝えし、県行政を理解していただくことに影響を与え、県の事務事業の円滑な執行に支障が生じるおそれがあると認められる。

- (5) なお、本件公文書については、和歌山県文書規程（昭和61年和歌山県訓令第2号。以下「旧文書規程」という。）第60条の2第1項

を適用し、廃棄済みである。

第5 審査会の判断

1 本件公文書について

本件公文書は、県の本庁各課室及び地方機関等が、地方紙等を購読し、購読料を支出する場合、その支出の原因となるべき契約行為に関して広報公聴課（現在は「広報室」）が取りまとめ支出負担行為を行う際に、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第51条の規定に基づき、立案し、決裁を得る消耗品費に係る平成5年度から平成8年度にかけて決裁された支出負担行為票であると認められる。

本件公文書は、異議申立てが提起された後、保存期間経過後に廃棄された、との実施機関からの報告があり、以下3に記述するように、当審査会の事務局の調査によってもその存在を認めることはできなかつたところである。しかしながら、諮問に当たり実施機関から提出されている本件公文書の一部の写しによれば、その原本には、決定者、所属名、年度、支出負担行為年月日、支出負担行為額、負担行為未済額、支出科目、支出負担行為の内容（購読単価、購読部数及び購読金額等）、債権者の名称・所在地・代表者名、予算区分、会計区分、支出月日、支出番号及び支出金額等が記録されており、また、添付されている見積書等には、見積金額、見積内訳、見積年月日、債権者の名称・所在地・代表者名、電話番号、印影、振込先金融機関名、口座番号及び預金種目等が記録されている。このことから、この写しの原本以外の公文書にも、この写しの内容と同様の情報が記録され、事業者ごとに作成されていたことが推認できる。

2 本件公文書の部分開示の決定について

(1) 上記1のとおり、本件公文書全体は存在しないため開示できないものであるが、3に述べるように、事案が当審査会に係属中、実施機関が廃棄したものであることに鑑み、当時存在していたと推認できる上記公文書につき実施機関が本件処分を行ったことの妥当性について検討を加えることとする。

- (2) 当該写しには、既に関示された債権者の名称、所在地及び代表者名等のほか、非開示とした支出負担行為額、負担行為未済額、購読単価、購読部数、購読金額、見積金額及び支出金額等が記載されている。
- (3) 実施機関は、非開示とした情報のうち、支出負担行為額、負担行為未済額、購読単価、購読部数、購読金額、見積金額及び支出金額等に関する情報は、事業者にとっては販売営業上の情報で、開示することにより法人等又は個人の事業活動に対し、競争上不利益を与えるとしている。
- (4) 実施機関は、これらの情報を非開示とする理由として、まず、県の事業者ごとの購読部数（購読金額）が明らかにされることによって、県が地方紙等に対する評価を行っているとの顧客等に受け取られると主張している。しかしながら、他の顧客等が特定の地方紙等を購入するかどうかを決定するのは、他の顧客等にとって必要な情報が、迅速に、かつ適正な価格（あるいは予算の範囲内）で得られるかどうかということにあるはずであり、県が特定の地方紙等を何部購読しているかによって、自己の購読を決定することはないものと考えられる。
- このことから、購読部数（購読金額）を開示したとしても、事業者には事業運営上の不利益を与えるものとは認められない。
- (5) また、実施機関は、事業者によっては県に販売している単価と他の顧客に販売している単価に差がある場合があり、購読単価を開示することにより事業運営に不利益を与えるとして主張している。しかしながら、地方紙等は、一般的にはその購読料や購読単価が紙面の一部に印刷されており、また、誰が購入しても同一の単価になるものと考えられているものである。実施機関が言うように、顧客によって購読単価に差を設けている事業者があるとしても、それは事業者自らが決定した営業方針であって、県に販売する単価の開示により、当該事業者には事業運営上の特段の不利益を与えるものとは認められない。
- (6) このほか、実施機関は、支出負担行為額、負担行為未済額、購読単価、購読部数、購読金額、見積金額及び支出金額を開示することによって、事業者には営業上の不利益が生じ、その結果、関係当事者間の信

頼関係が損なわれ、県の事務事業の円滑な執行に支障が生じるおそれがあると主張している。しかしながら、既に述べたように、これらの情報を開示することで、事業運営上の不利益を与えるものとは認められず、また、これらの情報が開示されることによって関係当事者間の信頼関係が損なわれるとも認められず、今後の事務事業の円滑な執行に支障が生じるおそれがあるとする実施機関の主張を認めることはできない。

- (7) これらのことから、支出負担行為額、負担行為未済額、購読単価、購読部数、購読金額、見積金額及び支出金額等は、旧条例第9条第3号の、法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位、社会的な地位その他正当な利益が損なわれると認められるものには該当せず、また、同条第8号の、県の機関等が行う事務事業に関する情報であって、開示することにより、関係当事者間の協力関係若しくは信頼関係が損なわれると認められるもの又は当該事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあると認められるものにも該当しないと考えられ、したがって、実施機関が平成9年5月21日に行った本件処分は、妥当ではなかったと考えられる。

3 本件公文書の存否について

- (1) 当審査会が、本件異議申立てに係る審議に際し、本件公文書を実際に見分しようとしたところ、実施機関から本件公文書が廃棄により不存在である旨、報告があった。

このため、当審査会の事務局である総務学事課職員をして、広報室に対し本件公文書の存否について確認させた結果の概要は次のとおりであった。

ア 本件公文書は保存期間が3年の公文書であり、実施機関は、保存期間が経過したため、旧文書規程第60条の2第1項を適用し廃棄したと主張しているが、廃棄したことを記載すべき文書管理簿には、

本件公文書を含め当時の公文書についての廃棄に関する記載がなされていなかった。

イ その他の公文書も含め点検を行ったが、本件公文書の存在は、確認できなかった。

ウ 本件公文書に係る公文書開示決定の決裁文書に、添付書類として本件公文書の一部の写しが存在していた。

(2) 以上のように、調査の結果、本件公文書が廃棄済みであることを確認することはできなかったが、本件公文書の存在も認められなかった。また、実施機関の廃棄したという主張に、合理的な疑義をさしはさむ特段の事情も認められないため、現時点では不存在であると考えのが相当である。

(3) ここで、公文書開示請求に係る実施機関の処分に対し、不服申立てがあった場合の実施機関の公文書の管理について付言する。現在の和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号）の制定に伴い全面改正された和歌山県公文書管理規程（平成13年和歌山県訓令第12号）においては、同規程第67条第1項第3号において、現に継続している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされる完結文書については、当該完結文書の保存期間が経過する日以後も、なお、当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の翌日から起算して1年間が経過する日まで、保存期間を延長することとなっている。ところが、旧文書規程においては、その第60条の2第2項において、保存期間が経過してもなお保管の必要があると認める文書について、一定期間を限り保管することができる」と規定していたのみで、具体的に不服申立てにおける手続上保存の必要がある文書について、一定期間は保存しなければならない旨の明文の規定がなかった。しかしながら、実施機関としては、行政不服審査法及び旧条例の規定に従い事務を進めていけば、開示請求の対象となった公文書については、将来開示することが必要となる場合のあることは当然に想定しなければならないことである。しかるに実施機関は、本件異議申立てについて当審査会で係属中にもかかわらず、本件公文書を廃棄したとするものであ

って、実施機関の公文書管理に係る対応は、不適當であったと言わざるを得ない。

4 本件公文書は、上記事情があるにせよ、不存在と認めざるを得ないので、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、当審査会では、本件異議申立てについて実施機関から諮問を受けた後、異議申立人に対し文書及び口頭により意見書の提出を求めていたところ、異議申立人から意見書を提出する意思表示があったことから、意見書の提出後に審議を進めることとしていたために案件処理が遅れたものであるが、今後は、案件処理の迅速化のため、諮問を受けた案件に係る審議の進め方について検討する必要があると考える。

[答申に至る経過]

年 月 日	審査の経過
平成 9年 8月 7日	諮問（実施機関）
平成 9年 9月 29日	実施機関からの理由説明書を受理
平成 15年 10月 28日	審議
平成 15年 12月 1日	異議申立人からの意見書を受理
平成 15年 12月 4日	審議
平成 16年 1月 30日	実施機関からの意見及び説明聴取
平成 16年 2月 12日	異議申立人からの意見及び説明聴取
平成 16年 2月 27日	審議
平成 16年 3月 24日	審議

別紙

部分開示とする 書類	左のうち開示しない 部分	開示しない理由
支出負担行為票	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支出負担行為額 ・ 負担行為未済額 ・ 購読単価 ・ 購読部数 ・ 購読金額 ・ 見積金額 ・ 支出金額 ・ 債権者の振込先金融機関名 ・ 口座番号（預金種目） 	<p>旧条例第9条第3号に該当 債権者の事業運営上の正当な利益が損なわれると認められるため。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支出負担行為額 ・ 負担行為未済額 ・ 購読単価 ・ 購読部数 ・ 購読金額 ・ 見積金額 ・ 支出金額 	<p>旧条例第9条第8号に該当 関係当事者間の信頼関係が損なわれ、今後の事務事業の円滑な執行に支障が生ずるおそれがあると認められるため。</p>